

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 この計画は、(①)の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命の安全並びに被害防止を計ることを目的とする。

〔消防計画の適用範囲〕

第2条 この計画は、(①)に勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

〔防火管理者の権限と業務〕

第3条 防火管理者は、()とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画と実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指揮監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権原者()に対する助言及び報告
- (7) その他の防火管理上必要な業務

〔消防機関への報告及び連絡〕

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(変更の都度)
- (2) 建築物及び設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他の防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

〔予防管理組織〕

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建築物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を選任する。

〔火元責任者の業務〕

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

〔自主点検検査の実施〕

第7条 自主点検検査の実施時期は、次のとおりとする。

点検実施日	実 施 月 日			自主点検 検査員名
消防用設備等	外観点検	機能点検	総合点検	
消火器	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日		
警報設備	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
避難設備	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
誘導灯	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
建築物等	月 日	月 日	月 日	
火気使用設備	月 日	月 日	月 日	
危険物施設	月 日	月 日	月 日	
電気設備	月 日	月 日	月 日	

〔点検検査結果の記録及び報告〕

第8条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、(※)年に1回、消防長又は消防署長に報告しなければならない。 ※特定用途は1年、非特定用途は3年と記載する。

第3章 火災予防措置

〔防火管理者への連絡事項〕

第9条 次に掲げる事項を行おうとするものは、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 臨時に指定場所以外で火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他の防火管理上必要な事項

〔従業員の遵守事項〕

第10条 （ ① ）に勤務する全ての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

〔火気使用時の遵守事項〕

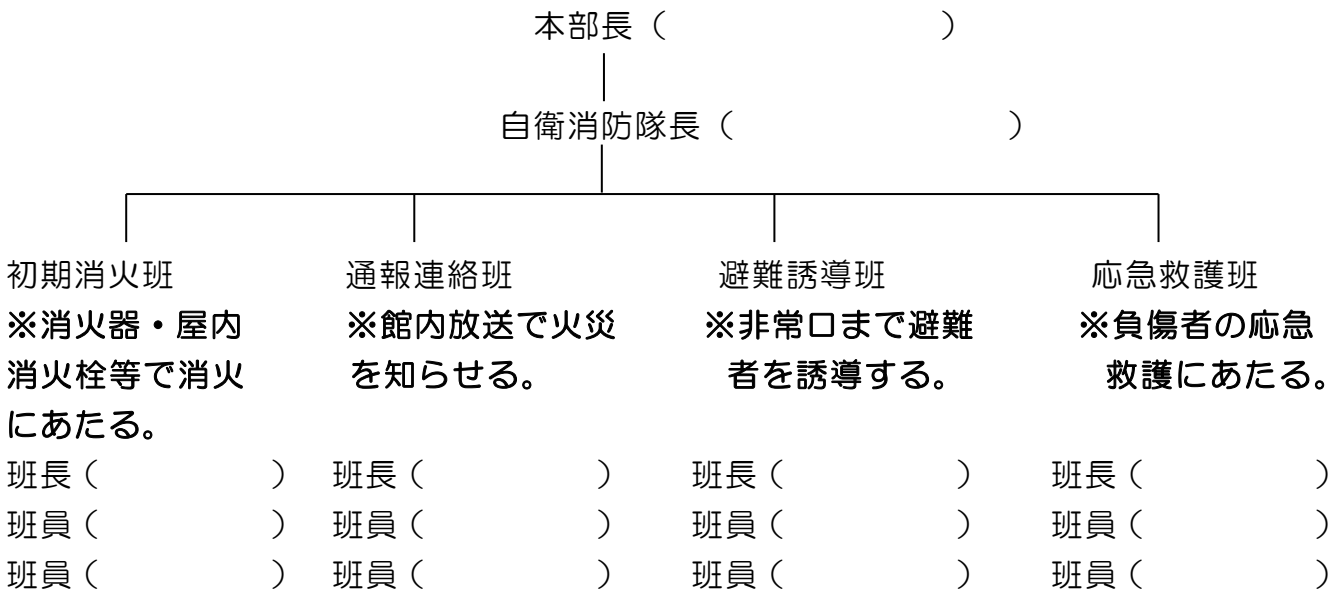
第11条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用の前後必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行うものは、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸い殻等を指定場所に集めること。

第4章 自衛消防活動対策

〔自衛消防組織の設置〕

第12条 火災等災害発生時に被害を最小限度に止めるため、自衛消防隊を設置する。
自衛消防隊の編成は次のとおりとする。（氏名又は役職を記入）



〔避難経路図等〕

第13条 自衛消防隊長は、身体の安全を確保するため屋外へ通ずる避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底しなければならない。（別図参照）※避難経路図を別添すること。

第5章 震災対策

〔震災予防措置〕

第14条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査にあわせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建築物、建物に附随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

〔地震後の安全措置〕

第15条 火元責任者は、地震後、建築物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

〔震災に備えての準備品〕

第16条 震災に備え次の品目を持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

〔地震時の活動〕

第17条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害の状況を放送により全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また関係防災機関（消防署、市町村役場等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 避難場所は（ ）とする。
- (4) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は、自衛消防隊長の判断により行う。

第6章 教育及び訓練

〔防災教育及び訓練の実施時期〕

第18条 防火管理者は、従業員等に対して次により防災教育及び訓練を行う。

種 別		実施時期	内 容
防災教育		月 日	(1) 教育 ・ 消火訓練の周知徹底及び従業員の任務について ・ 火災予防の遵守事項について ・ 災害発生時の活動要領及び避難要領について ・ 震災対策について ・ その他の火災予防上必要な事項について (2) 訓練 ・ 総合訓練はそれぞれの訓練を連携して総合的に行う。 ・ 部分訓練は、通報訓練、消火訓練、避難訓練を実施し、それぞれの任務及び行動の確認をする。
		月 日	
総合訓練		月 日	
		月 日	
部分訓練	通報訓練	月 日	
		月 日	
	消火訓練	月 日	
		月 日	
	避難訓練	月 日	
		月 日	

※避難・通報・消火訓練を行うときは、事前に管轄の消防署へ連絡すること。

附 則

この消防計画は、令和（ ）年（ ）月（ ）日から実施する。

※管轄の消防署に○をつけてください。

○を記入	消防署名	住所	電話番号
	須崎消防署	須崎市	0889-42-0119
	中土佐分署	中土佐町	0889-52-2319
	四万十清流消防署	四万十町（窪川地域）	0880-22-0001
	四万十清流消防署西分署	四万十町（大正・十和地域）	0880-28-5525
	津野山分署	梶原町	0889-40-1099
	津野山分署葉山出張所	津野町	0889-55-2330